

船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第110号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年10月14日 14時58分ごろ	
発生場所	青森県東通村白糠漁港北方沖 東通村所在の東北電力東通原子力発電所専用港東防波堤灯台から真方位006° 1,480m付近 (概位 北緯41° 11.7′ 東経141° 24.1′)	
事故等調査の経過	平成22年11月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 作業船 第十七 ^{りょううん} 漁運丸、18トン 船舶番号、船舶所有者等 AM2-7031（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	舵付近に亀裂及び凹損	
事故等の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、調査員2人を乗せ、白糠漁港北方沖の水深約5mの海域で約6ノットの速力により、民間会社から委託された水深測量作業中、平成22年10月14日14時58分ごろ、白糠漁港北方沖において船尾船底部が暗岩に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風速 約4.0～5.0m/s 海象：平穏、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約114cm	
その他の事項	本船は、水深5～55mの海域を測量する予定であった。 船長は、本事故発生場所の暗岩を知らなかったが、同場所付近を航行していた船はあった。 海図W10によれば、本事故発生場所付近の水深は約5mである。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、白糠漁港北方沖において水深測量作業を行う際、船長が暗岩の存在を知らなかったことから、船尾船底部が暗岩に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、白糠漁港北方沖において水深測量作業を行う際、船長が暗岩の存在を知らなかったため、暗岩に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	